

2012年7月9日 外国人住民登録制度が変わります！

－ 外国人登録法が廃止され、外国人住民の人も住民基本台帳法の適用対象となります。－

- ・「外国人登録原票記載事項証明書」に代わり「住民票の写し」が発行されます。
- ・日本人と外国人の世帯でも、世帯全員が記載された住民票の写し等が発行されます。
- ・転入届には、前住所地で転出届をした際に発行される転出証明書が必要になります。
- ・「外国人登録証明書」が廃止され、「特別永住者証明書」が交付されます。

● 住民票ができるまで

- ① 2012年5月7日付で外国人登録情報をもとに「仮住民票」を作成します。
- ② 作成された「仮住民票」を郵送で通知しますので、内容を確認してください。
- ③ 通知の内容が実態と異なる場合は、市役所の窓口で外国人登録の変更・訂正の申請をしてください。「仮住民票」を修正します。
- ④ 2012年7月9日に「仮住民票」が「住民票」になります。

※現時点では制度変更に伴う手続を行う必要はありませんが、正確な住民票を作成するため、居住地等の変更があった場合は、必ず市役所に届け出てください。

● 登録原票記載事項証明書や外国人登録原票の写しがとれなくなります

2012年7月9日以降、「外国人登録原票記載事項証明書」に代わり、「住民票の写し」を市役所で交付します。

外国人登録原票は、法務省入国管理局において保有する行政文書となります。これにより、これまでの居住履歴を記載した登録原票記載事項証明書や外国人登録原票の写しを市役所では取得できなくなります。「住民票の写し」には、過去の居住地・氏名等の履歴などは記載されません。これらについての証明が必要な場合（自動車の売却などで必要となる場合があります。）は、お早めに市役所窓口で「外国人登録原票記載事項証明書」や「外国人登録原票の写し」を取得してください。

7月9日以降は市役所ではなく、直接法務省（東京）に請求していただくこととなります。



引っ越しをされる方へ ～手続の方法が変わります～

2012年7月9日以降、知立市から他市町村へ住所変更をする場合、知立市にて転出届をして『転出証明書』の交付を受ける必要があります。その後、転入先の市町村に必ず転出証明書に特別永住者証明書（外国人登録証明書）を添えて手続をしてください。特別永住者証明書を提示せずに転入の手続のみされた場合は、特別永住者証明書への新住所地記載のために後日手続をしていただく必要があります。

※出国する場合も転出届が必要です。

※続柄変更をする場合、続柄の分かる資料が必要な場合があります。

● 特別永住者証明書の手続場所

特別永住者証明書の申請及び交付や記載事項の変更に係る手続等は、従来どおり市役所の窓口で行います。

● 現在お持ちの外国人登録証明書の有効期限

現在お持ちの外国人登録証明書は次の期限まで有効です。

対象者	有効期限
16歳以上の人	2015年7月8日まで。ただし、外国人登録証明書を受けた日後の7回目の誕生日が2015年7月9日以降に到来するものについては、7回目の誕生日まで使えます。
16歳未満の人	16歳の誕生日まで

● 特別永住者証明書の氏名表記について

特別永住者証明書の氏名はアルファベット表記が原則ですが、氏名の漢字併記を希望することもできます。この場合は、一定のルールに従って日本の正字に置換えて記載されます。旅券等英字氏名の資料をお持ちの方は特別永住者証明書にアルファベット氏名が表記されます。

	制度改正前（外国人登録証明書）	制度改正後（特別永住者証明書）
旅券を所持していない	氏名： 張 玉蓮 通称名：（山田 太郎）…	張 玉蓮
旅券を所持している	氏名： 張 玉蓮 通称名：（山田 太郎）…	張 玉蓮 ZHANG YULIAN

※住民票には通称名が記載されますが、特別永住者証明書には通称名が記載されません。



◎詳しくは総務省及び法務省のホームページをご覧ください。

総務省：http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/zairyu.html

法務省入国管理局：http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_2/index.html

外国人在留総合インフォメーションセンター：0570-013904

(IP 電話・PHS・海外からは03-5796-7112)

【お問い合わせ：知立市役所市民課外国人登録担当 0566-83-1111】